

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 職員の分限についての手続及び効果に関する条例に関する条例の一部改正</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>	<p>第1条 職員の分限についての手続及び効果に関する条例に関する条例の一部改正</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(追加)</p>
<p>第2条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下給料<u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(清水町職員の給与に関する条例(昭和26年清水町条例第16号)第9条の3に規定する通勤手当及び第12条に規定する時間外勤務手当に相当する額を除く。))</u>の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>第2条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下給料の10分の1以下を減ずるものとする。</p>
<p>第3条 清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、<u>町長の定める基準に従い</u>、任命権者が別に定める。</p>	<p>第3条 清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。</p>

第4条

職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

2 給与条例第16条の2第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整)

第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第18条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第16条の4第2項	再任用職員	任期付短時間勤務職員

第5条

第4条

職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

2 給与条例第16条の2第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第18条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第16条の4第2項	再任用職員	任期付短時間勤務職員
第18条の2	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

第5条

公益的法人等への清水町職員の派遣等に関する条例の一部改正

(職員の派遣)

第2条 (略)

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)

(4)・(5) (略)

3 (略)

第6条

非常勤職員の報酬及び費用弁償条例一部改正
別表1(第2条関係)

区分(職名)	報酬額	摘要
教育指導幹	月額 200,000円以内	
担い手コーディネーター	月額 200,000円以内	
(略)		

公益的法人等への清水町職員の派遣等に関する条例の一部改正

(職員の派遣)

第2条 (略)

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)

(4)・(5) (略)

3 (略)

第6条

非常勤職員の報酬及び費用弁償条例一部改正
別表1(第2条関係)

区分(職名)	報酬額	摘要
清水幼稚園長	月額 200,000円以内	
英語指導助手又は国際交流員	月額 360,000円以内	
教育指導幹	月額 200,000円以内	
農業研修会館管理補助員	月額 51,800円以内	
少年自然の家管理人	月額 200,000円以内	
剣の郷創造館管理人	月額 222,600円以内	
老人福祉センター管理嘱託員	月額 167,900円以内	
福祉館管理嘱託員	月額 20,000円以内	
歯科衛生士	月額 145,600円以内	

担い手コーディネーター	月額 200,000 円以内	
(略)		

第7条
清水町職員の給与に関する条例の一部改正

(臨時職員等の給与)

第18条の2 臨時的任用職員の給与については、この条例による給与との権衡を考慮して別に定める。

2 この条例に定めるもののほか、常勤を要しない職員の給与は、別に条例で定める。

第8条
清水町福祉館設置条例の一部改正

(職員)

第3条 福祉館に館長その他職員を置くことができる。

第7条
清水町職員の給与に関する条例の一部改正

(臨時職員等の給与)

第18条の2 臨時的任用職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の給与については、この条例による給与との権衡を考慮して別に定める。

第8条
清水町福祉館設置条例の一部改正

(職員)

第3条 福祉館に次の嘱託職員を置くことができる。
館長及び管理人

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。